

長崎県知事管理漁獲可能量

長崎県告示第 753 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、長崎県においてまあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度の知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 5 年 12 月 26 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【まあじ】	24,400 トン
【まいわし対馬暖流系群】	16,400 トン
【さんま】	現行水準
【かたくちいわし対馬暖流系群】	77,000 トンの内数
【うるめいわし対馬暖流系群】	44,000 トンの内数

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【まあじ】	
長崎県まあじ中型まき網漁業	20,700 トン
長崎県まあじその他漁業	現行水準
【まいわし対馬暖流系群】	
長崎県まいわし中型まき網漁業	15,470 トン
長崎県まいわしその他漁業	現行水準
【さんま】	
長崎県さんま漁業	現行水準
【かたくちいわし対馬暖流系群】	
長崎県かたくちいわし漁業	77,000 トンの内数
【うるめいわし対馬暖流系群】	
長崎県うるめいわし漁業	44,000 トンの内数